



受診制限等の変更について(お知らせ)

4月10日から実施していた受診制限等の措置を、下記のとおり変更することといたします。

記

- 1 来院時に **37.5℃以上の発熱症状がみられる方は、原則として、受診制限を継続**させていただきますが、**感冒症状を主訴とする方は、医師により受診の可否を判断**させていただきます。
- 2 ご本人または同居されているご家族が、2週間以内に「**新型コロナウイルスの新規感染者が確認された都道府県**」への往来があった場合、**原則として、受診を控え**させていただきます。
なお、受診できないことによるお困り事がある場合には、電話でご相談ください。
- 3 付き添いの方は、**患者様1名に対して大人の方(高校生以下は不可)1名**に限らせていただきます。
複数の方がいらっしゃった場合、付き添いの方以外は自家用車等で待機をお願いします。
- 4 **新型コロナウイルス感染症と診断された方と接触した方は、受診禁止と**させていただきます。

なお、今後の流行状況により、上記の対応を変更する場合がありますが、その場合には、改めてお知らせします。

当センターには、**常時医療的ケアを必要とするお子さんが入院**しております。

また、外来には**基礎疾患をお持ちの患者さん**も多くいらっしゃいます。このような患者さんが、新型コロナウイルス感染症に感染すると**重症化する**ことが懸念されることから、感染防止対策を強化しております。

皆様には、ご不便をおかけして申し訳ございませんが、**院内感染防止**のため、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和2年6月18日

岩手県立療育センター所長

